



埼玉県報

第 2891 号
平成 29 年(2017 年)
4 月 14 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

管理規程

- 埼玉県病院局人事事務取扱規程（経営管理課）

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（熊谷県税事務所）
- 平成 29 年 1 月から 3 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 見沼代用水土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 和光都市計画事業白子三丁目中央土地区画整理事業の事業計画の変更（第 4 回）（市街地整備課）
- 朝霞都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 平成 28 年度埼玉県議会情報公開の実施状況（政策調査課）

正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第 1 号中訂正（公営企業・財務課）

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表ビル管理科の項中

二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水衛生設備 (3) 空気調和設備 (4) 電気設備 (5) 消防設備 (6) 設備図面 (7) 関係法規	一八〇時 間
---	-----------

に改める。

二 専攻 イ 学科 (1) ビル管理概論 (2) 給排水衛生設備 (3) 空気調和設備 (4) 電気設備 (5) 設備図面 (6) 関係法規	一八〇時 間
---	-----------

を

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- この規則の施行の際現にビル管理科に係る普通職業訓練を受けている者（平成二十九年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第二号の表ビル管理科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局人事事務取扱規程を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局人事事務取扱規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号）

の全部を改正する。

病院局の人事に関する事務の取扱については、埼玉県人事事務取扱規程（昭和四十二年埼玉県訓令第八号）に定める例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

告示

埼玉県告示第四百六十四号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号		枚数	用途	有効期間
	一八ㇿ	09D003688	5	三	農業

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕十一五
埼玉県ひびきの農業協同組合 美里スタンド

免税証を交付した事務所
熊谷県税事務所

亡失年月日
平成二十九年三月二十二日

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

平成二十九年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクすねおり店

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折字前原千五百十三―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

フジパNSTアー株式会社 代表取締役 高木和巳

愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目五十番地

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

東京都千代田区五番町一番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

フジパNSTアー株式会社 代表取締役 廣村昌弘

愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目五十番地

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルクの場店

埼玉県川越市大字的場字五畑八百十一―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）川越的場ショッピングセンター

埼玉県川越市大字的場字五畑八百十一―二

（変更後）ベルクの場店

埼玉県川越市大字的場字五畑八百十一―二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

東京都千代田区五番町一番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

平成二十九年一月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク藤久保店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百三十六―六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ベルク三芳店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百三十六―六外

（変更後）ベルク藤久保店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三百三十六―六外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

フジパンストアー株式会社 代表取締役 高木和巳

愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目五十番地

株式会社プラザクリエイト 代表取締役 大島康弘

東京都千代田区五番町一番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

フジパンストアー株式会社 代表取締役 廣村昌弘

愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目五十番地

ハ 変更年月日

平成二十九年一月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十九日

二 縦覧期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月十四日から平成二十九年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	根岸 凱	埼玉県羽生市大字下新郷千二百九十九番地
同	平社 輝男	行田市同 下須戸千四百五十二番地一
同	羽鳥 富士郎	同 同 須加四千四百九十二番地
同	関和 俊雄	加須市常泉三百四十四番地一
同	川島 達男	同 志多見千五百八十四番地
同	正能 輝夫	同 戸崎二百三番地
同	坂本 利雄	同 上崎四百三十六番地
同	瀬田 正夫	久喜市六万部十四番地
同	坪井 茂	同 菖蒲町三箇千五百七十五番地
同	小島 卓	白岡市高岩千二百九十八番地
同	富田 榮一	南埼玉郡宮代町字中島三百九十四番地
同	森田 政幸	さいたま市岩槻区大字大戸千五百八十一番地
同	石井 平夫	蓮田市大字高虫三百八十五番地
同	小林 長一郎	さいたま市見沼区大和田町一丁目三百十九番地
同	石關 精三	同 緑区大字三室六十一番地
同	赤沼 照男	川口市大字久左衛門新田十七番地
同	工藤 正司	行田市谷郷三丁目七番十七号
同	田中 暄二	久喜市久喜東一丁目十三番十七号
同	清水 勇人	さいたま市見沼区堀崎町九百七十五番地十一
同	奥ノ木 信夫	川口市西川口二丁目六番十三号
監事	北岡 一	行田市大字荒木三千五百七十番地
同	関口 恒夫	加須市日出安五百八十四番地一
同	齋藤 大丈夫	久喜市江面七百四十二番地
同	鈴木 昇一	さいたま市緑区大字寺山八百二十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	根岸 凱	埼玉県羽生市大字下新郷千二百九十九番地
同	平社 輝男	行田市同 下須戸千四百五十二番地一
同	長島 勝弥	同 同 須加百十番地三
同	北岡 一	同 同 荒木三千五百七十番地
同	川島 倉藏	加須市平永六百二十二番地一
同	尾島 孝夫	同 水深八百八十七番地
同	正能 輝夫	同 戸崎二百三番地
同	坂本 光義	同 外田ヶ谷七百十九番地一
同	瀬田 正夫	久喜市六万部十四番地
同	坪井 茂	同 菖蒲町三箇千五百七十五番地
同	小島 卓	白岡市高岩千二百九十八番地
同	富田 榮一	南埼玉郡宮代町字中島三百九十四番地
同	野口 久作	越谷市七左町七丁目二百九十七番地一
同	石井 平夫	蓮田市大字高虫三百八十五番地
同	大熊 長四郎	さいたま市見沼区大字丸ヶ崎二千二十四番地
同	増田 豊	同 緑区 同 間宮六百七十四番地
同	赤沼 照男	川口市大字久左衛門新田十七番地
同	工藤 正司	行田市谷郷三丁目七番十七号
同	田中 暄二	久喜市久喜東一丁目十三番十七号
同	清水 勇人	さいたま市見沼区堀崎町九百七十五番地十一
同	奥ノ木 信夫	川口市西川口二丁目六番十三号
監事	藤井 久清	加須市鴻荃二千百四番地
同	長谷川 弘志	同 平永四百四十七番地一
同	齋藤 大丈夫	久喜市江面七百四十二番地
同	森田 政幸	さいたま市岩槻区大字大戸千五百八十一番地

告 示

埼玉県告示第四百七十号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

平成二十八年埼玉県告示第八百二十七号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

平成二十八年埼玉県告示第千八百八十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

平成二十八年埼玉県告示第八百八十三号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

平成二十八年埼玉県告示第千六百十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

平成二十八年埼玉県告示第二百七十一号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

平成二十八年埼玉県告示第千六百四十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

平成二十八年埼玉県告示第千四百六十九号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十一日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

朝霞市から朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

朝霞市から朝霞都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十号

朝霞市から朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

朝霞市から朝霞都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

三郷市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

三郷市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十五号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

久喜市から久喜都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号

五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

六 変更認可の年月日

平成二十九年四月十四日

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により朝霞市から朝霞都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
松 伏 町	平成二十九年五月二十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	松伏町役場
吉 川 市	平成二十九年五月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉川市役所来場者 駐車場
八 潮 市	平成二十九年五月二十九日及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	八潮市役所前庭駐 車場
三 郷 市	平成二十九年六月一日 平成二十九年六月二日 及び同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市鷹野文化セ ンター
	平成二十九年六月六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市文化会館

寄居町	平成二十九年六月八日 及び同月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	寄居町役場
神川町	平成二十九年六月十二日	午前十時から正午 まで 午後一時から三時 まで	神川町役場神泉総 合支所
上里町	平成二十九年六月十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	上里町コミュニテ イセンター駐車場
美里町	平成二十九年六月十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	美里町役場東側駐 車場
本庄市	平成二十九年六月十五日 日から同月十六日まで 及び同月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	本庄市役所 本庄市児玉文化会 館（セルデイ）
深谷市	平成二十九年六月二十日 一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所岡部総 合支所
	平成二十九年六月二十日 二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所川本総 合支所
	平成二十九年六月二十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所花園総 合支所
	平成二十九年六月二十六日 から同月二十九日 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	深谷市役所

			鴻 巢 市							上 尾 市		
五日	平成二十九年七月二十		平成二十九年七月十九日 から同月二十一日ま で	平成二十九年七月七日		平成二十九年七月六日		平成二十九年七月五日		平成二十九年七月四日		平成二十九年七月三日
から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
修センター	鴻巢市川里農業研		鴻巢市役所	上尾市上平公園南 側駐車場		上尾市立原市公民 館駐車場		上尾市平方支所駐 車場		上尾市上平公園南 側駐車場		上尾市大石支所西 側駐車場

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十九年四月十四日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	平成二十九年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	平成二十九年五月二十五日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	平成二十九年五月二十九日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	平成二十九年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	平成二十九年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

神川町	上里町	美里町	本庄市	深谷市	上尾市	鴻巣市
平成二十九年六月十二日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年六月十三日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年六月十四日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年六月十五日から九月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年六月二十一日から九月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年七月三日から十月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十九年七月十九日から十月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
四二九番三地先まで	比企郡川島町大字山ヶ谷戸字 諏訪一―一番一地从から	区 間
一三・二〇〽三三・〇〇	六・六三〽・三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五二〇・〇〇メートル		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年二月十四日

指令川建セ第二八〇〇四九〇号

二 検査済証番号

平成二十九年四月十日

川建セ第二九〇〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四十六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字成瀬八百三十三番地五

株式会社 シマダ住建 代表取締役 島田 將男

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十八年九月二十七日

指令川建セ第二八〇〇〇九一号

二 検査済証番号

平成二十九年四月十二日

川建セ第二八〇〇七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前二千十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市上沢一丁目二十三番四十五号 ライフイズム一〇二号

神宮司 勇太

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年一月二十七日

指令越建セ第二八〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十九年四月十二日

越建セ第二五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目四百十五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十五条の規定により、平成二十八年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十九年四月十四日

埼玉県議会議長 小林 哲 也

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数		
九五一	〇	九五二	六九八	一
平成二十前年度か 八年度受らの繰越 付件数	件数	計	公開	部分公開 非公開
〇	〇	九五二	六九八	一
平成二十九 年度への繰 越件数	〇	計	九五二	六九八

注 件数は、公文書の件数である。

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第一号(平成二十九年三月三十一日第二千八百八十七号)
中訂正

ページ 行

二 十九行目を削る。